

犬山市特別支援教育就学奨励費事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、犬山市立学校設置条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により設置した小学校及び中学校（以下「市立小中学校」という。）に就学する児童及び生徒（以下「児童等」という。）の保護者の経済的負担を軽減するため支給する特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 奨励費の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市立小中学校に就学する児童等であつて、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に定める障害の程度に該当する者の保護者
- (2) 市立小中学校の特別支援学級に就学する児童等の保護者

2 前項第1号の障害の程度に係る判定基準は、別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励費の支給対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者
- (2) 犬山市就学援助費事務取扱要綱（平成30年要綱第37号）に基づく就学援助費を同一年度において支給される者

(奨励費)

第3条 奨励費の対象となる費目は、次のとおりとし、支給額は、予算の範囲内で犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。

- (1) 学用品・通学用品購入費 児童等が通常必要とする学用品の購入費及び通学用品の購入費

(2) 校外活動費

ア 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 児童等が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

イ 校外活動費（宿泊を伴うもの） 児童等が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科

(3) 修学旅行費 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に参加した児童等の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、昼食代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(4) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 入学する児童等が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(5) 学校給食費 児童等が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

(6) 交流及び共同学習に要する交通費 児童等が学校教育の一環として特別支援学校又は他の学校の児童等とともに集団学習を行う交流及び運動会、学習会、音楽会等の共同学習に参加する場合に必要な交通費

(7) 拡大教材費 弱視の児童等が授業において使用する拡大教材の購入費

(8) オンライン学習通信費 校長又は教育委員会が正規の教材として使用するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認めるものにより提供されたオンライン学習に必要な通信費

(9) その他 その他教育委員会が必要と認めるもの

2 奨励費の対象となる学年等は、別表第2のとおりとする。

(申請書の提出等)

第4条 奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度において教育委員会が定める日までに、特別支援

教育就学奨励費受給申請書兼収入額・需要額調書（様式第1）に別表第1に掲げる必要書類を添えて、児童等が就学する学校の校長（以下「校長」という。）を経由して教育委員会に提出するものとする。ただし、転入学等やむを得ない事情により年度の途中において奨励費の支給を必要とする場合にあっては、その都度申請を受け付けるものとする。

2 別表第1の診断書には、当該診断に係る医師が署名し、又は記名押印しなければならない。

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者を支給対象者として認定するものとする。

（通知）

第6条 教育委員会は、前条の認定を行ったときは、速やかに当該申請に係る児童等が就学する学校の校長を通じて特別支援教育就学奨励費支給認定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項の通知をしたときは、当該通知に係る児童等ごとに特別支援教育就学奨励費支給計画通知書（様式第3。以下「支給計画書」という。）を作成し、校長に送付するものとする。

3 教育委員会は、前条の審査の結果、支給対象者として認定しなかったときは、特別支援教育就学奨励費不認定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（認定の取消し等）

第7条 教育委員会は、第5条の認定を受けた者が、年度の途中において支給対象者でなくなったとき、又は転出、死亡等により奨励費の支給を必要としなくなったときは、当該認定を取り消し、既に支給した奨励費の全額又は一部を返還させることができる。

（支給等）

第8条 奨励費は、原則として支給対象者からの委任に基づき校長が

市から代理受領するものとする。

- 2 校長は、奨励費を代理受領したときは、支給計画書に基づき、奨励費を支給対象者に支給するものとする。
- 3 校長は、特別支援教育就学奨励費個人支給明細書（様式第5。以下「支給明細書」という。）を作成し、支給の都度整理するものとする。
- 4 校長は、第2項の支給が完了したときは、支給明細書を教育委員会に提出し、その確認を受けなければならない。
- 5 教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、校長が行う支給事務について必要な書類の提出を求めることができる。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1（第2条・第4条関係）

障害の程度に係る判定基準及び必要書類

区分	障害の程度	判定方法	必要書類
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0・3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	身体障害者手帳の等級が2級以上の者	身体障害者手帳の写し
		身体障害者手帳の等級が3級から6級までの者で、この表の障害の程度の欄に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当すると医師が診断したもの	身体障害者手帳の写し 診断書 （様式第6）
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	身体障害者手帳の等級が2級以上の者	身体障害者手帳の写し
		身体障害者手帳の等級が3級から6級までの者で、基準に該当すると医師が診断したもの	身体障害者手帳の写し 診断書 （様式第6）
知的障害者	(1) 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする	療育手帳の判定がAの者	療育手帳の写し

	<p>る程度のもの</p> <p>(2) 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>		
<p>肢体不自由者</p>	<p>(1) 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行（車いすによる移動を除く。）、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>(2) 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>	<p>身体障害者手帳の等級が2級以上の者</p>	<p>身体障害者手帳の写し</p>
		<p>身体障害者手帳の等級が3級から6級までの者で、基準に該当すると医師が診断したもの</p>	<p>身体障害者手帳の写し 診断書 (様式第6)</p>
<p>病弱者</p>	<p>(1) 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの</p> <p>(2) 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの</p>	<p>基準に該当すると医師が診断した者</p>	<p>診断書 (様式第6)</p>

別表第2（第3条関係）

支給費目及び対象

費目	対象者
学用品・通学用品購入費	全学年
校外活動費	校外活動に参加した者
修学旅行費	修学旅行に参加した者
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	小学校の第1学年 中学校の第1学年 ただし、4月1日時点での支給対象者に限り、前年度において犬山市就学援助費事務取扱要綱の規定による新入学準備金の支給を受けた者を除く。
学校給食費	全学年
交流及び共同学習に要する交通費	全学年
拡大教材費	全学年
オンライン学習通信費	全学年
その他	その他教育委員会が必要と認める者